

贈与税の納税猶予に関する適格者証明書チェック表

このチェック表は、贈与税の納税猶予に関する適格者証明書の発行要件について、チェックしていただくためのものです。ご自分でチェックの上、適格者証明書の証明願に添付して提出してください。

東員町 農業委員会 (提出用)

受贈者氏名			
チ　　ェ　　ッ　　ク　　項　　目		該　　当	非該当
贈与者要件	贈与の日まで引き続き3年以上農業を営んでいますか。	は　い	いいえ
	これまでに、贈与税の納税猶予の特例又は贈与税の納期限の延長の特例（昭和49年以前の制度）の適用に係る農地等の生前一括贈与を行っていませんか。	は　い	いいえ
	贈与の年の前年以前において、農業の用に供していた農地を推定相続人に対して、相続時精算課税を適用する贈与を行っていませんか。	は　い	いいえ
	贈与の年において、今回の贈与以外に農地等の贈与を行っていませんか。	は　い	いいえ
受贈者要件	贈与者の推定相続人に該当しますか。	は　い	いいえ
	贈与を受けた日における年齢が18歳以上ですか。	は　い	いいえ
	贈与を受けた日まで引き続き3年以上農業に従事していますか（大学、高等学校等での農業に関する学科を学んだ期間を含みます。）。	は　い	いいえ
	贈与を受けた後、速やかにその農地等によって農業経営を行っていませんか。	は　い	いいえ
	農業委員会の証明の時において、効率的かつ安定的な農業経営の基準として農林水産大臣が定めるもの（（参考1）参照）を満たす農業経営を行っていませんか（平成28年4月1日以後の贈与に限る。）。	は　い	いいえ
特例農地等要件	贈与者が農業の用に供している農地（農地法第32条又は33条の規定による利用意向調査が実施され、農地法第36条の規定による農地中間管理権の取得に関する協議の勧告を行った（行うこととなる）農地を除きます。）の全部、採草放牧地の3分の2以上の面積のもの及び準農地の3分の2以上の面積のものを一括して贈与を受けましたか（農地等の具体的な利用状況は裏面に記載してください。）。 ※ 準農地がある場合には、その土地が準農地に該当する旨の市町村長の証明書の写しを添付してください。	は　い	いいえ
	農地等が平成3年1月1日において特定市（裏面（参考2）参照）にある場合、都市営農農地等（贈与を受けた日において、その農地に係る生産緑地地区の都市計画の決定がされている農地に限ります。）に該当しますか。 ※ 特例の適用対象となる旨の市長等の証明書の写しを添付してください。	は　い	いいえ
	特例の適用を受ける農地等の所在が分かる住宅地図等を添付していますか。	は　い	いいえ

(参考1)

「効率的かつ安定的な農業経営の基準として農林水産大臣が定めるもの」とは、次の1から3までの基準のいずれかに該当することをいいます（農林水産大臣告示第897号）。	
1	農業経営基盤強化促進法第12条第1項の規定による農業経営改善計画の認定を受けていること。
2	農業経営基盤強化促進法第14条の4第1項の規定による青年等就農計画の認定を受けていること。
3	農業経営基盤強化促進法第6条第1項の規定による市町村が定めた基本構想の効率的かつ安定的な農業経営の指標を満たしていること。

(参考2)

平成3年1月1日現在における中部圏の特定市	
愛知県 (26市)	名古屋市、岡崎市、一宮市、瀬戸市、半田市、春日井市、津島市、碧南市、刈谷市、豊田市、安城市、西尾市、犬山市、常滑市、江南市、尾西市、小牧市、稲沢市、東海市、尾張旭市、知立市、高浜市、大府市、知多市、岩倉市、豊明市
三重県 (2市)	四日市市、桑名市

特例適用農地の作付け等状況

特例適用農地の明細				現在の作付け等状況	
物件番号	所在地	地目等	面積	作物の種類等	耕作をしている者(続柄等)
1			m ²		
2			m ²		
3			m ²		
4			m ²		
5			m ²		
6			m ²		
7			m ²		
8			m ²		
9			m ²		
10			m ²		
11			m ²		
12			m ²		
13			m ²		
14			m ²		
15			m ²		

(記載方法等)

- 「物件番号」欄に記載する番号を証明願の「別表 特例農地等の明細書」の「番号」と同一にした場合には、「所在地」、「地目等」及び「面積」の各欄の記載を省略しても差し支えありません。
- 「作物の種類等」欄は、現在作付け中又は作付け予定の作物の種類を記載し、「耕作をしている者(続柄等)」欄は、耕作をしている者の氏名及び耕作をしている者との関係(続柄等)を記載してください。